

平泉町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

平 泉 町

序	公共施設等総合管理計画について	1
第1章	公共施設等の現況及び将来の見通し	2
	1. 町の概況	2
	2. 公共施設等の状況	3
	3. 人口の現況と課題	6
	4. 財政の現況と課題	11
第2章	公共施設等の更新費用推計	13
	1. 公共施設等の将来の更新費用の試算の前提	13
	2. 公共施設、インフラの更新費用	18
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
	1. 計画期間について	21
	2. 現状や課題に関する基本認識	21
	3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	24
	1. 行政系施設	24
	2. 保健・福祉施設	24
	3. 学校教育系施設	24
	4. 子育て支援施設	25
	5. スポーツ・レクリエーション施設	25
	6. 産業系施設	25
	7. 公営住宅	25
	8. 社会教育系施設	26
	9. 町民文化系施設	26
	10. 上下水道施設	26
	11. 道路	27
	12. 橋りょう	27
	13. その他の施設、インフラ	27

序 公共施設等総合管理計画について

1. 公共施設等総合管理計画の策定の背景

本町では、行政需要や住民ニーズに対応するため、公共施設を建設してきました。その結果、本町が所有する公共施設は、役場庁舎、小中学校、図書館、文化遺産センターや体育館など多くの町民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、公営住宅など多岐にわたっています。

これまで、新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれてきましたが、今後はこれらの施設が更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となってきます。

また、これからの少子高齢化の進行と人口減少、厳しくなる財政状況に対応していく必要もあるため、公共施設等のあり方を示した本計画を策定します。

2. 公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、財政状況や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、公共施設再編なども含めた公共施設のマネジメントを進めていきます。

3. 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 57 年度（2045 年度）までの 30 年間とします。

4. 対象とする公共施設等

公共施設等総合管理計画において対象とする公共施設等は、公営企業会計に属する公共建築物・道路・橋りょう・上下水道施設などの公共インフラを含む、全ての公共施設等とします。

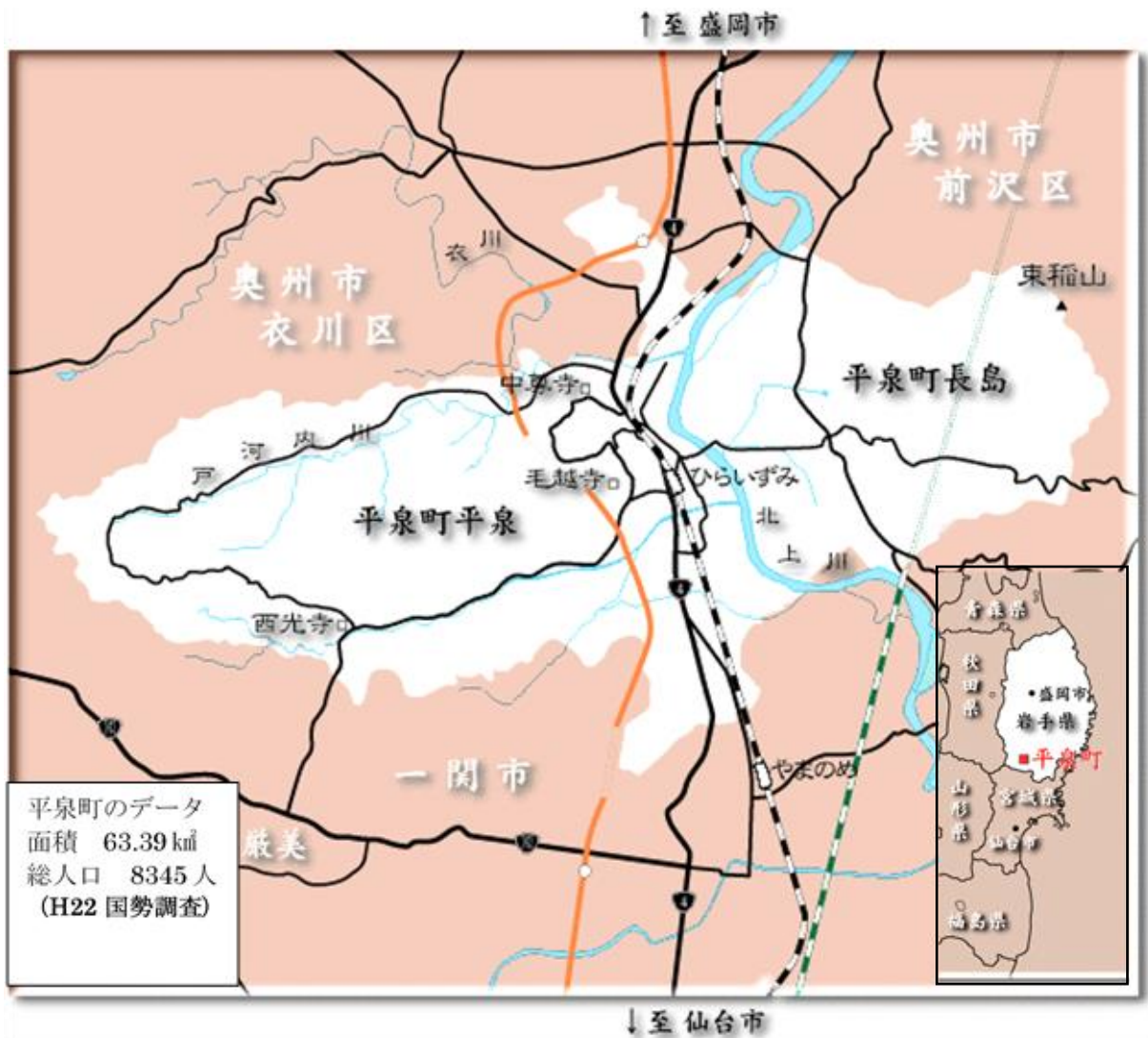
第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 町の概況

本町は、岩手県の南部に位置し、南側が一関市、北側が奥州市に接しています。現在の本町は、昭和30年（1955）4月15日、平泉町と長島村が合併して成立しました。

面積が63.39k㎡、人口は7,868人（H27国勢調査）となっています。

図 本町の状況



2. 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

本町が保有する公共施設は122棟あり、総延床面積は46,800㎡となっています。

小中学校が約15,000㎡と最も大きく、次いで公営住宅の約13,000㎡となっており、これらを合わせると公共施設全体の約60%となっています。

表 公共施設の一覧

大分類	中分類	棟数	面積㎡
行政系施設	庁舎等	3	3,614
	消防施設	14	1,082
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	188
	保健施設	2	1,486
学校教育系施設	学校	14	15,381
子育て支援施設	幼児・児童施設	2	305
	幼稚園・保育所	4	1,932
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	1,779
	レクリエーション施設・観光施設	1	367
産業系施設	産業系施設	1	145
公営住宅	公営住宅	37	13,023
社会教育系施設	図書館	1	315
	博物館等	2	1,815
町民文化系施設	集会施設	2	678
上水道施設（簡水施設含む）	上水道施設（簡水施設含む）	8	737
下水道施設（農集排施設含む）	下水道施設（農集排施設含む）	1	168
その他	その他	20	3,785
総計		122	46,800

※対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフトの用途分類に準拠しました。

※複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

(2) 公共施設の地区別の状況

人口の多い平泉地区に、公共施設の多くが立地しています。長島地区にはスポーツ・レクリエーション系施設が多く立地しています。

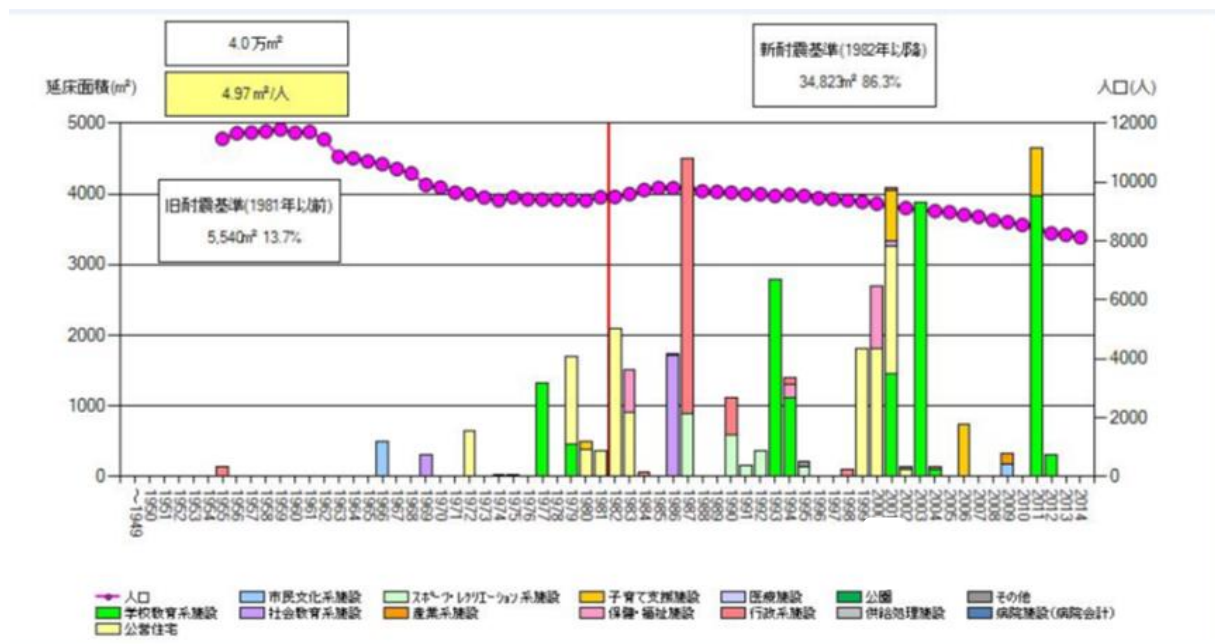
分類\地区	平泉(m ²)	長島(m ²)	計(m ²)
行政系施設	4,488	208	4,696
保健・福祉施設	1,674	0	1,674
学校教育系施設	11,485	3,896	15,381
子育て支援施設	1,562	675	2,237
スポーツ・レクリエーション系施設	147	1,999	2,146
産業系施設	145	0	145
公営住宅	13,023	0	13,023
社会教育系施設	2,130	0	2,130
町民文化系施設	505	173	678
上水道施設(簡水施設含む)	453	284	737
下水道施設(農集排施設含む)	0	168	168
その他	1,812	1,973	3,785
計	37,424	9,376	46,800

(3) 公共施設の年度別の設置状況

本町の公共施設の整備状況(延床面積)を建築年度別にみると、庁舎や学校、公営住宅など、大規模な施設が建設された年度で多くなっています。

旧耐震基準が適用されていた1981年(昭和56年)度以前に整備されたものが15.5%となっており、それほど危機的な状況ではないものの、庁舎等は建築から30年程度経過してきており、今後は老朽化への適切な対応が必要となってきます。

図 建築年度別延床面積の推移



(4) インフラの状況

①道路

町が所有し、管理する一般道路は、延長 252,001m、面積は 1,293,792 m²、自転車歩行者道は 1,534m、3,501 m²となっています。

一般道路	実延長 合計	道路面積	道路部
	252,001		1,293,792
自転車歩行者道	実延長 合計	道路面積	有効幅員
	1,534		3,501

②橋りょう

橋りょうは、延長 1,161m、面積 6,093 m²となっています。

実延長 合計	1,161 m
橋りょう面積 合計	6,093 m ²

③上水道（簡易水道含む）

上水道の管路については、延長が約 150km、普及率は 95.9%となっています。

種別	延長(m)
導水管	1,945
送水管	11,056
配水管	136,865
合計	149,866

④下水道（農集排含む）

下水道の管路については、延長が約 48km、普及率は 49.4%、接続率は 77.9%となっています。

種別	延長(m)
コンクリート管	8,919
陶管	90
塩ビ管	38,018
更生管	0
その他	1,337
合計	48,364

3. 人口の現況と課題

(1) 本町全体の人口の推移と推計

国勢調査に基づく人口の推移は、1985年（昭和60年）に9,703人を記録して以降、減少が進み、2010年（平成22年）には8,345人と25年間で1,358人減少（▲14%）しております。

また、年齢区別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）は、1985年に人口の21.1%を占めていましたが、2010年には11.9%に減少しています。老年人口（65歳以上）は、1985年に人口の14.7%を占めていましたが、2010年には30.4%に増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した試算によると、2040年（平成52年）の人口は5,336人、人口構成割合では年少人口は9%、老年人口は42.6%になると推計されています。日本創生会議が公表した試算によると、2040年（平成52年）の人口は4,955人、人口構成割合では年少人口は8.1%、老年人口は45.2%になると推計されています。独自推計の試算によると、2040年（平成52年）の人口は5,031人、人口構成割合では年少人口は10.5%、老年人口は43%になると推計されています。

全国的に人口が減少し、少子高齢化が進んでいますが、本町においても同様であることを表示しています。

図 平泉町全体の人口推移（S55～H22）

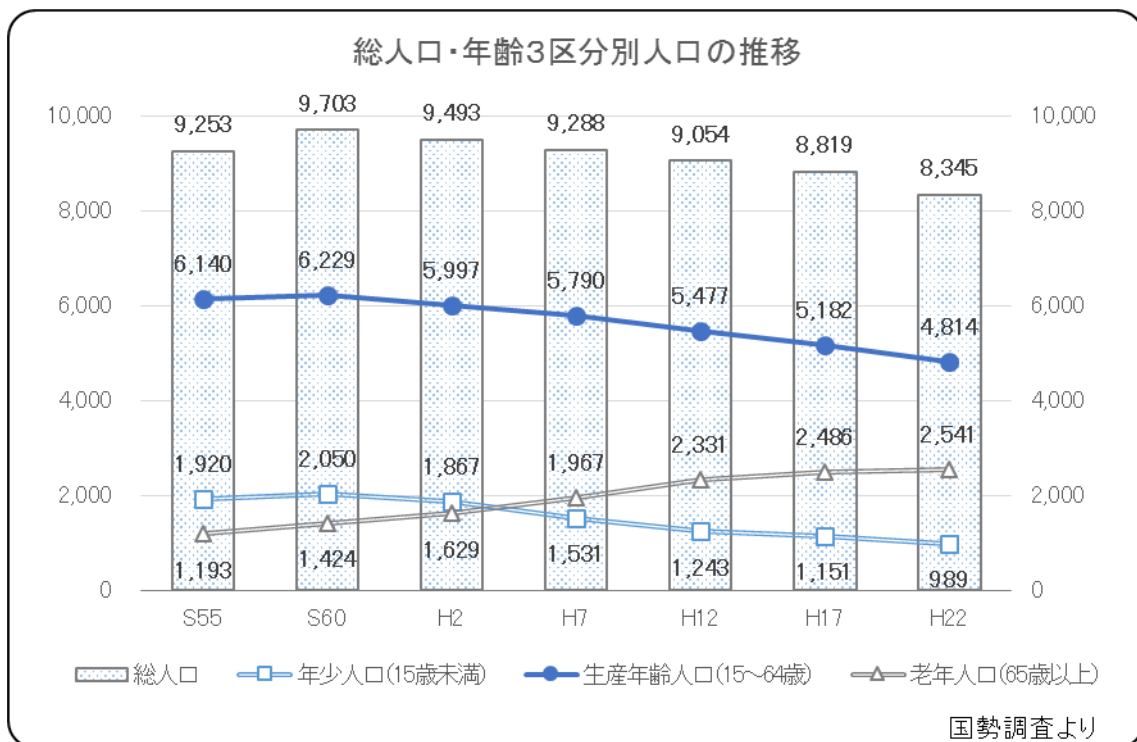


図 平泉町全体の人口推移 (H22~H72)

■社人研推計

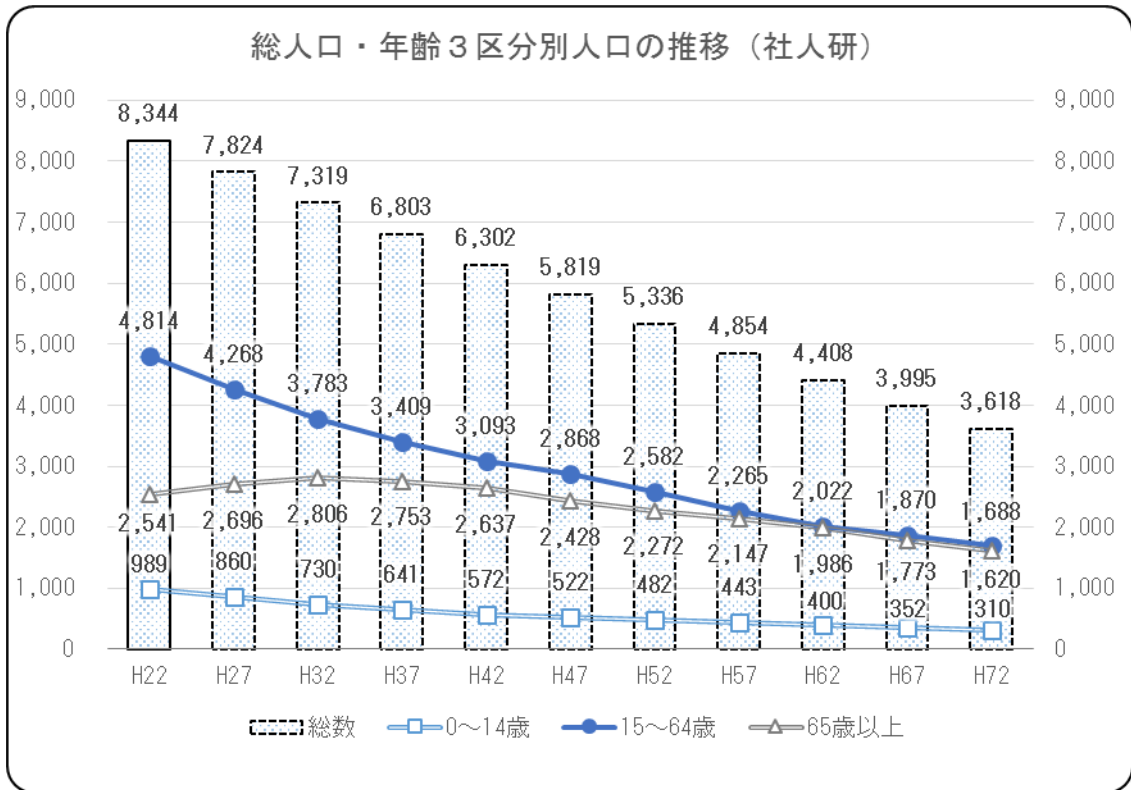


図 平泉町全体人口の推移 (H22~H52)

■日本創生会議推計

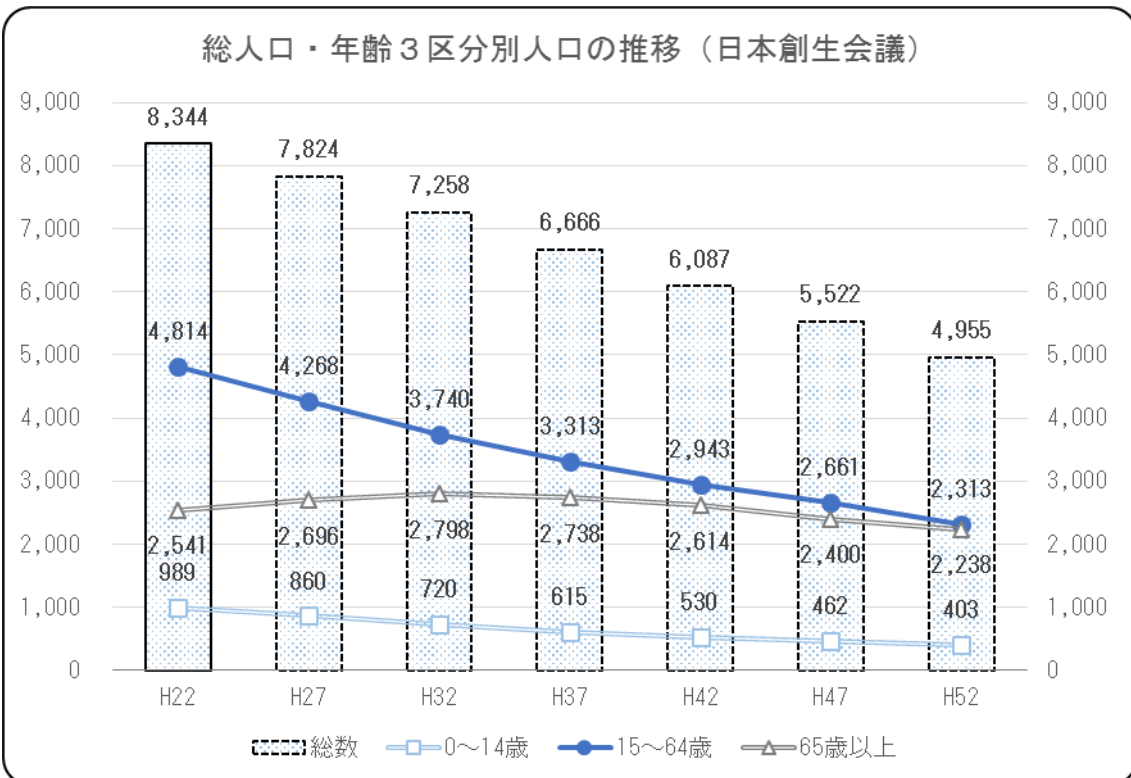
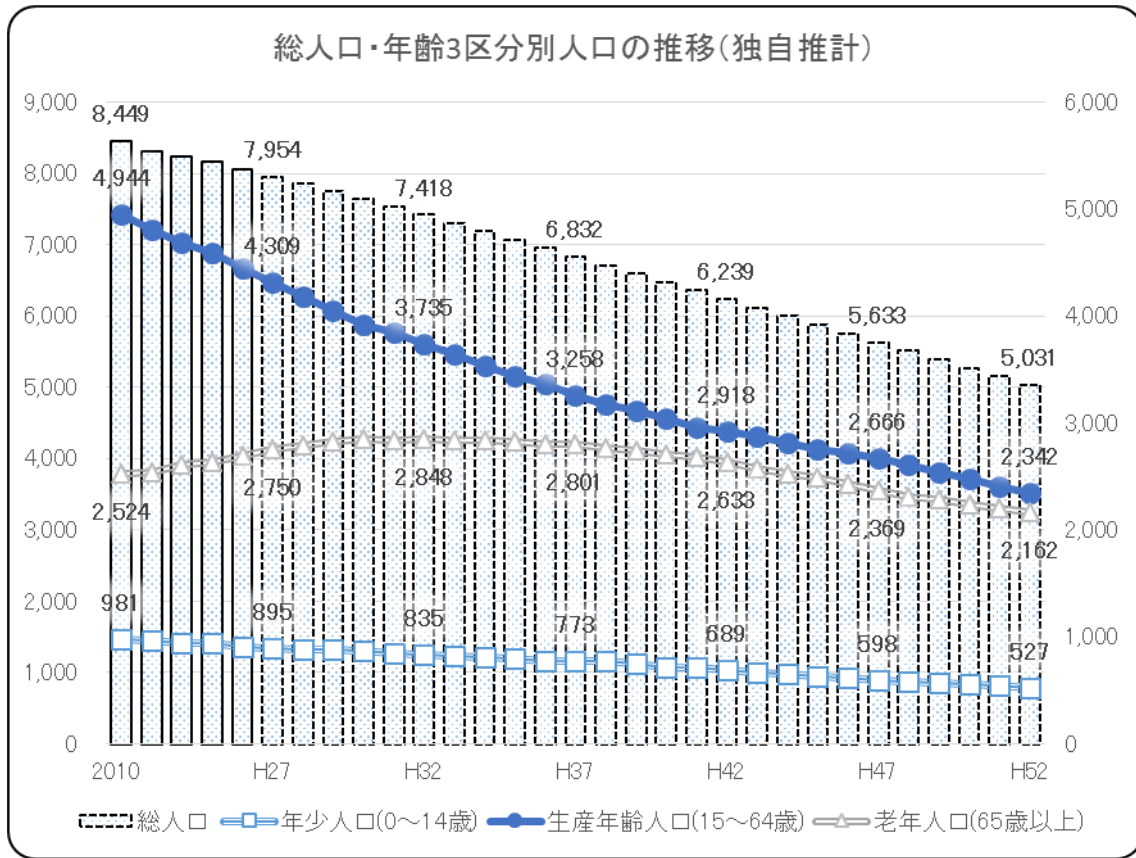


図 平泉町の全体人口推移 (H22~H52)

■ 独自推計



(2) 地区別の人口推計

平泉地区と長島地区の人口推計を比較すると、長島地区における人口減少、少子高齢化が急激に進むことが想定されています。

図 平泉地区人口推移

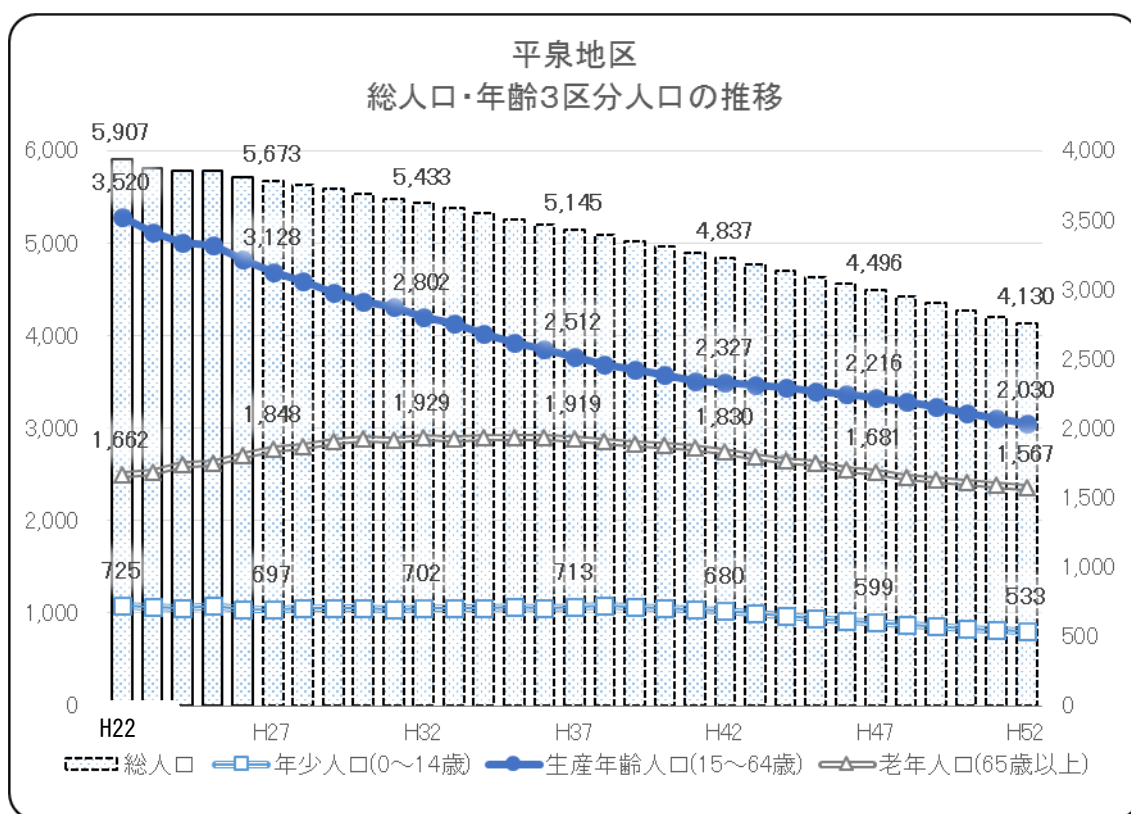


図 平泉地区人口割合推移

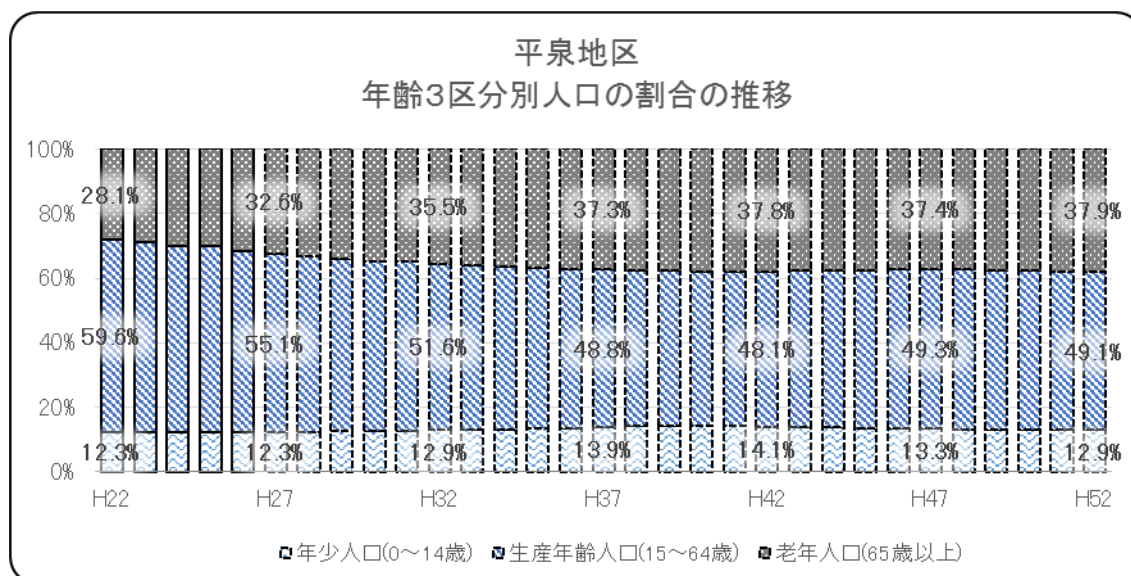


図 長島地区人口推移

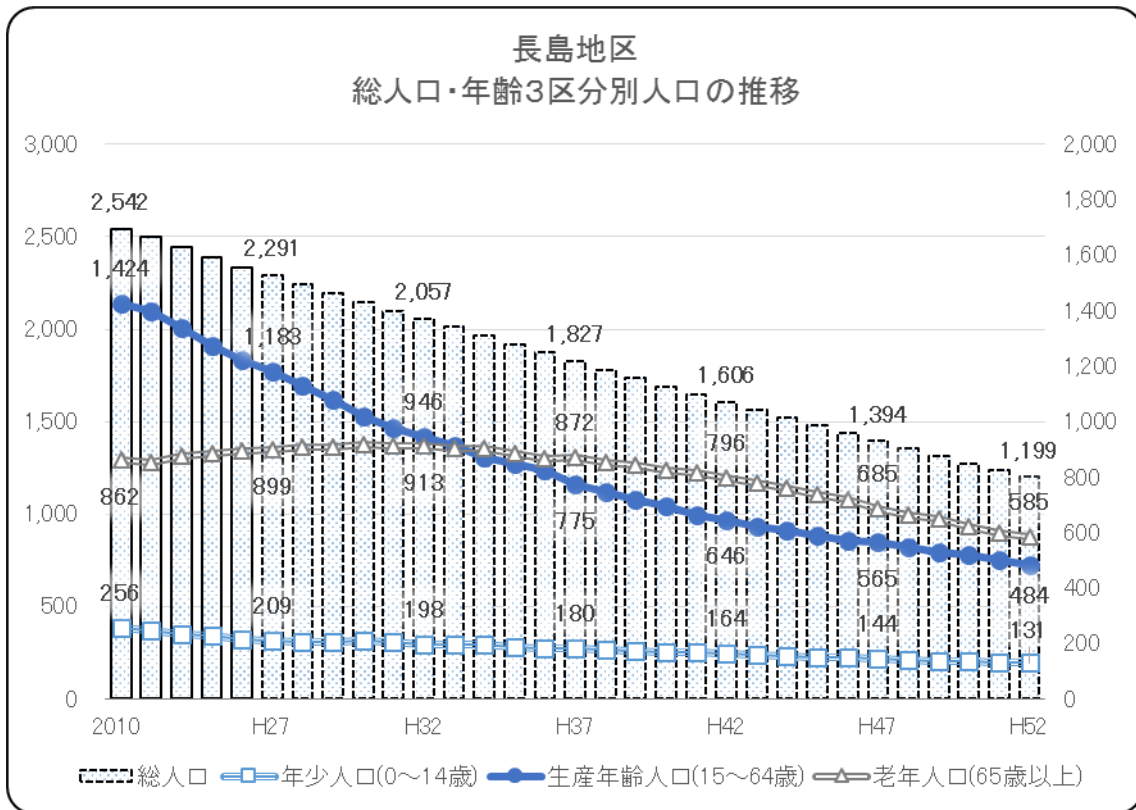
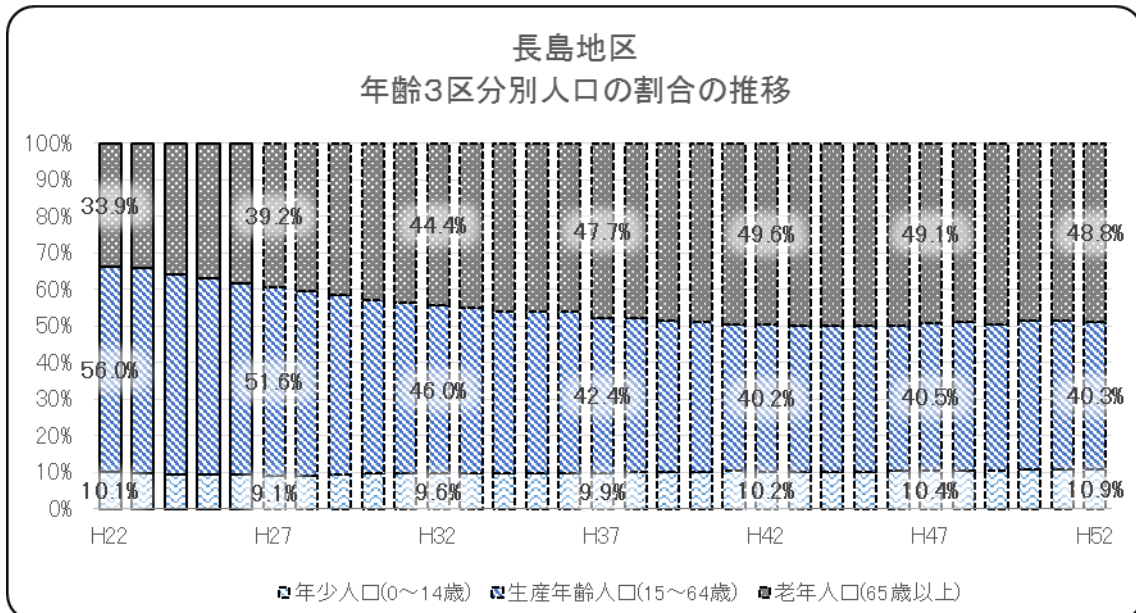


図 長島地区人口割合推移



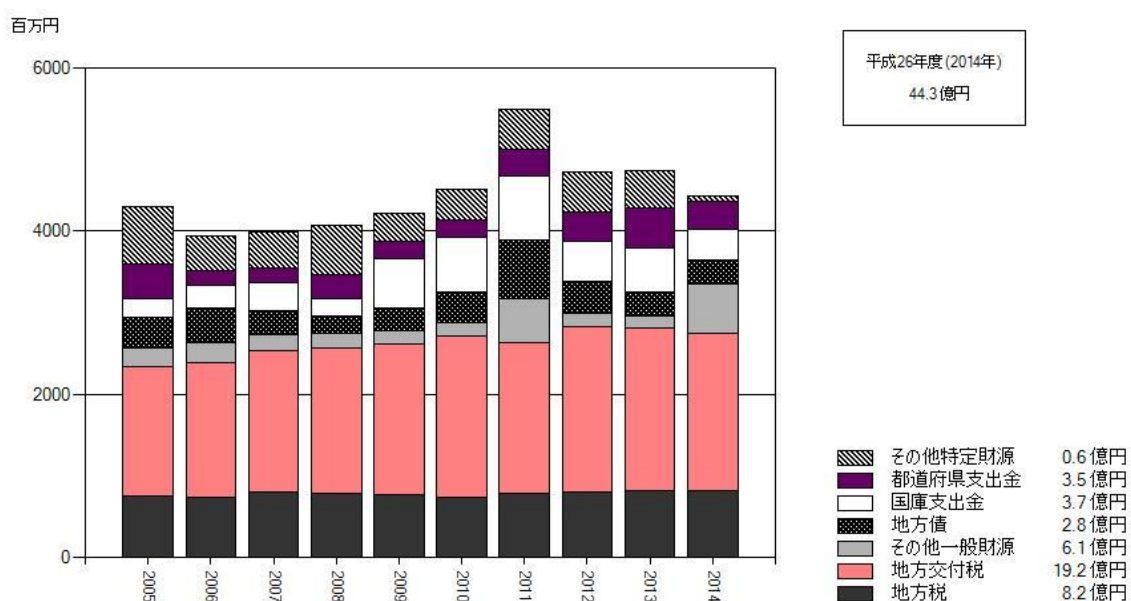
4. 財政の現況と課題

(1) 歳入

本町の平成26年度の普通会計の歳入は44.3億円です。その内訳は、地方交付税が19.2億円と最も多くおよそ4割を占め、次いで国庫支出金が3.7億円、その他特定財源の0.6億円となっています。

歳入の推移をみると、近年は40億円程度で推移しており、平成23年度（2011年度）が55.0億円でピークとなっています。

図 普通会計歳入の推移

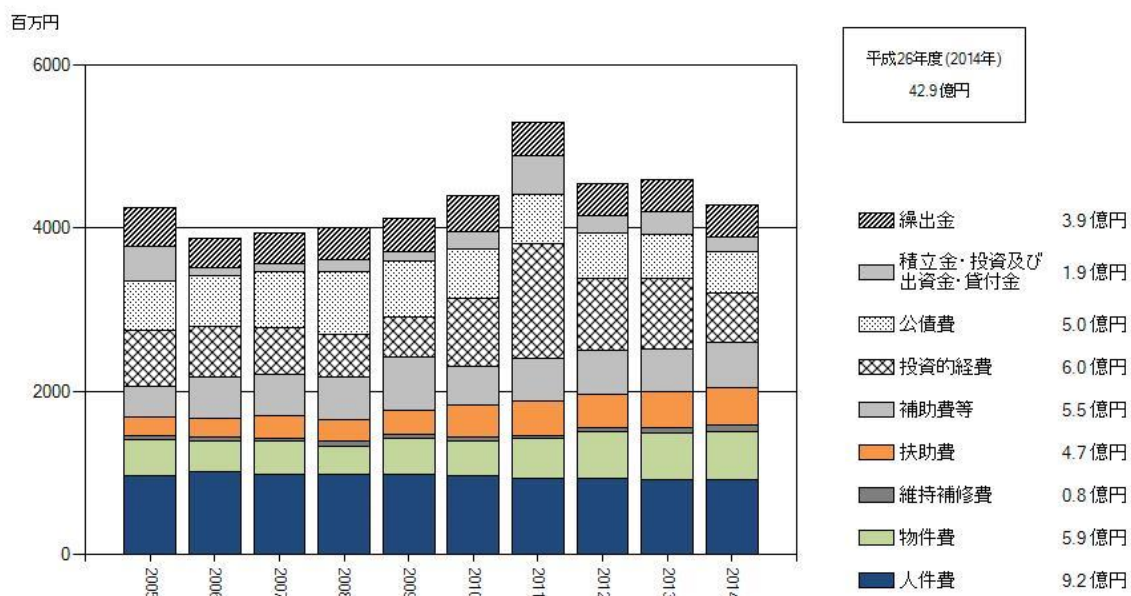


(2) 歳出

本町の平成26年度の普通会計の歳出は42.9億円です。その内訳は、人件費が9.2億円と最も多く、次いで投資的経費が6億円となっています。

歳出の推移をみると、扶助費は国の施策や景気の動向による生活福祉関連事業費などの増大により、年々増加傾向にあります。投資的経費は、平成23年に大幅に増加した後、平成26年度には以前の水準に戻っています。

図 普通会計歳出の推移



第2章 公共施設等の更新費用推計

1. 公共施設等の将来の更新費用の試算の前提

(1) 更新費用推計の基本的な考え方

- ・本町が保有する施設、インフラ資産について、今後30年間の施設の更新費用推計を試算しました。
- ・更新単価は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)※1が開発した、公共施設更新費用試算ソフトで採用されている単価を用いています。
- ・したがって、試算結果は、既に公表されている、若しくは今後新たに策定予定の各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

①普通会計の施設に関する推計の前提条件

- ・建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替を行います。
- ・大規模改修の修繕期間は2年、建替期間は3年とします。
- ・平成27年度(2015年度)時点で、既に大規模改修および建替の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、推計開始年度より10年相当の期間に均等に割り当てます。
- ・施設の大分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じて試算します。

■普通会計施設の大分類別更新単価表

大分類名	建替単価(万円/㎡)	大規模改修単価(万円/㎡)
町民文化系施設	40	25
社会教育系施設	40	25
スポーツ・レクリエーション系施設	36	20
産業系施設	40	25
学校教育系施設	33	17
子育て支援施設	33	17
保健・福祉施設	36	20
行政系施設	40	25
公営住宅	28	17
公園	33	17
供給処理施設	36	20
その他	36	20

- ・建替に伴う解体費、仮移転費用、設計料等については含むものと想定します。

※1一般財団法人地域総合整備財団[ふるさと財団]は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している法人です。

② 公営企業会計等の施設に関する推計の前提条件

- ・ 建築から30年経過後に大規模改修、60年経過後に建替を行います。
- ・ 大規模改修の修繕期間は2年（30年経過した年度とその翌年度）、建替期間は3年（60年経過した年度とその翌年度、翌々年度）とします。
- ・ 2015年度（平成27年度）時点で、既に大規模改修および建替の時期を迎えているものについては、試算時単年度では費用が集中することになるため、負担を分散軽減できるように、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）の10年間に均等に割り当てます。
- ・ 施設の大分類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じて試算します。

■ 公営企業会計等施設の会計別更新単価表

会計区分	大分類	建替単価（万円/㎡）	大規模改修単価（万円/㎡）
上水道会計	供給処理施設	36	20
下水道会計	供給処理施設	36	20

③ インフラ資産に関する推計の前提条件

1) 道路

- ・ 道路は、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備して行くため、年度別に把握して行くのは困難です。そのため、現在の道路の総面積を舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新費用と仮定します。
- ・ 道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な共用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とします。したがって、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年更新して行くことと仮定します。
- ・ 分類ごとの整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

■ 道路の分類別更新単価表

分類	更新年数	更新単価（円/㎡）
1級町道	15年	4,700
2級町道	15年	4,700
その他の町道	15年	4,700
自転車歩行者道	15年	2,700

2) 橋りょう

- ・ 橋りょうは、総面積を更新年数で割った面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

■ 橋りょうの構造別更新単価表

構造区分	更新年数	更新単価(千円/m ²)
PC 橋	60 年	425
RC 橋	60 年	425
鋼橋	60 年	500
石橋	60 年	425
木橋その他	60 年	425

3) 上水道（簡易水道含む）

- ・ 上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・ 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。
- ・ 2015年度（平成27年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、単年度のみで更新するには費用が集中するため、負担を分散軽減できるように、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）の5年間で更新費が均等になるように割り当てます。

■ 上水道の管径区分別更新単価表

管径区分	更新年数	更新単価(千円/m)
導水管・300 mm未満	40 年	100
〃 ・300～500 mm未満	40 年	114
〃 ・500～1000 mm未満	40 年	161
〃 ・1000～1500 mm未満	40 年	345
〃 ・1500～2000 mm未満	40 年	742
〃 ・2000 mm以上	40 年	923
送水管・300 mm未満	40 年	100
〃 ・300～500 mm未満	40 年	114
〃 ・500～1000 mm未満	40 年	161
〃 ・1000～1500 mm未満	40 年	345
〃 ・1500～2000 mm未満	40 年	742
〃 ・2000 mm以上	40 年	923
配水管・50 mm以下	40 年	97
〃 ・75 mm以下	40 年	97
〃 ・100 mm以下	40 年	97
〃 ・125 mm以下	40 年	97

” ・ 150 mm以下	40 年	97
” ・ 200 mm以下	40 年	100
” ・ 250 mm以下	40 年	103
” ・ 300 mm以下	40 年	106
” ・ 350 mm以下	40 年	111
” ・ 400 mm以下	40 年	116
” ・ 450 mm以下	40 年	121
” ・ 500 mm以下	40 年	128
” ・ 550 mm以下	40 年	128
” ・ 600 mm以下	40 年	142
” ・ 700 mm以下	40 年	158
” ・ 800 mm以下	40 年	178
” ・ 900 mm以下	40 年	199
” ・ 1000 mm以下	40 年	224
” ・ 1100 mm以下	40 年	250
” ・ 1200 mm以下	40 年	279
” ・ 1350 mm以下	40 年	628
” ・ 1500 mm以下	40 年	678
” ・ 1650 mm以下	40 年	738
” ・ 1800 mm以下	40 年	810
” ・ 2000 mm以上	40 年	923

4) 下水道（農集排含む）

- ・ 下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・ 更新年数は、整備した年度から法定耐用年数の50 年を経た年度に更新すると仮定します。

■下水道の管種区分別更新単価表

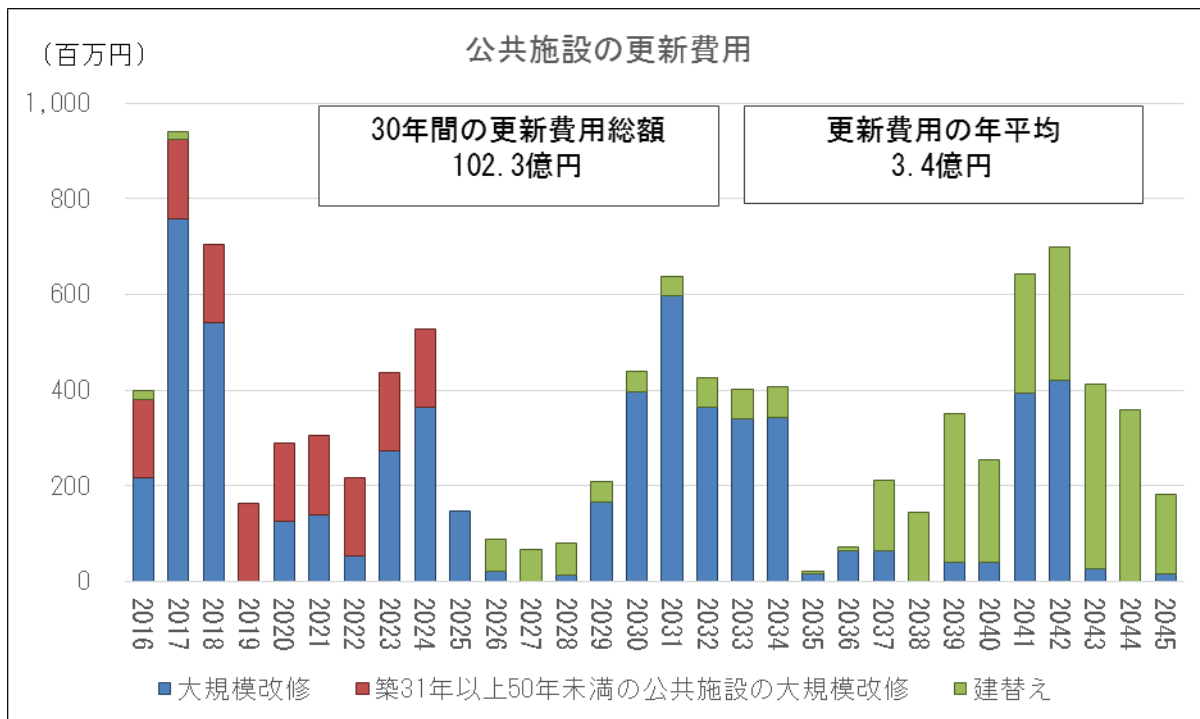
管種区分	更新年数	更新単価(千円/m)
コンクリート管	50 年	124
陶管	50 年	124
塩ビ管	50 年	124
更生管	50 年	124
その他	50 年	124

2. 公共施設、インフラの更新費用

(1) 公共施設の将来の更新費用

公共施設は耐用年数が来れば更新する必要があります。ここでは、耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長等で更新したと仮定して試算します。その結果、今後30年間の更新費用の総額は約102.3億円で、この期間における平均費用は年間3.4億円となります。

図 公共施設の更新費用試算

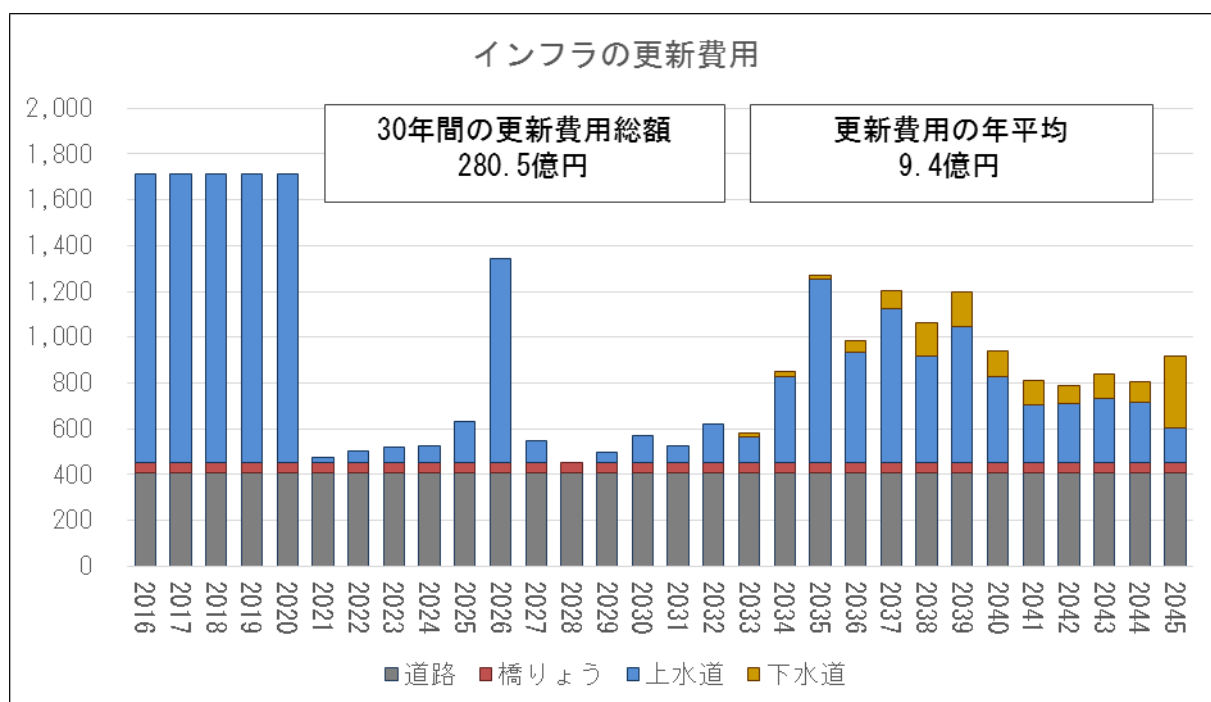


(2) インフラ資産の将来の更新費用

道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産についても、建物と同様、耐用年数が来れば更新する必要があります。

インフラ資産についても、耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長等で更新したと仮定して試算した結果、今後30年間の更新費用の総額は280.5億円で、試算期間における平均費用は年間9.4億円となります。

図 インフラ資産の更新費用試算



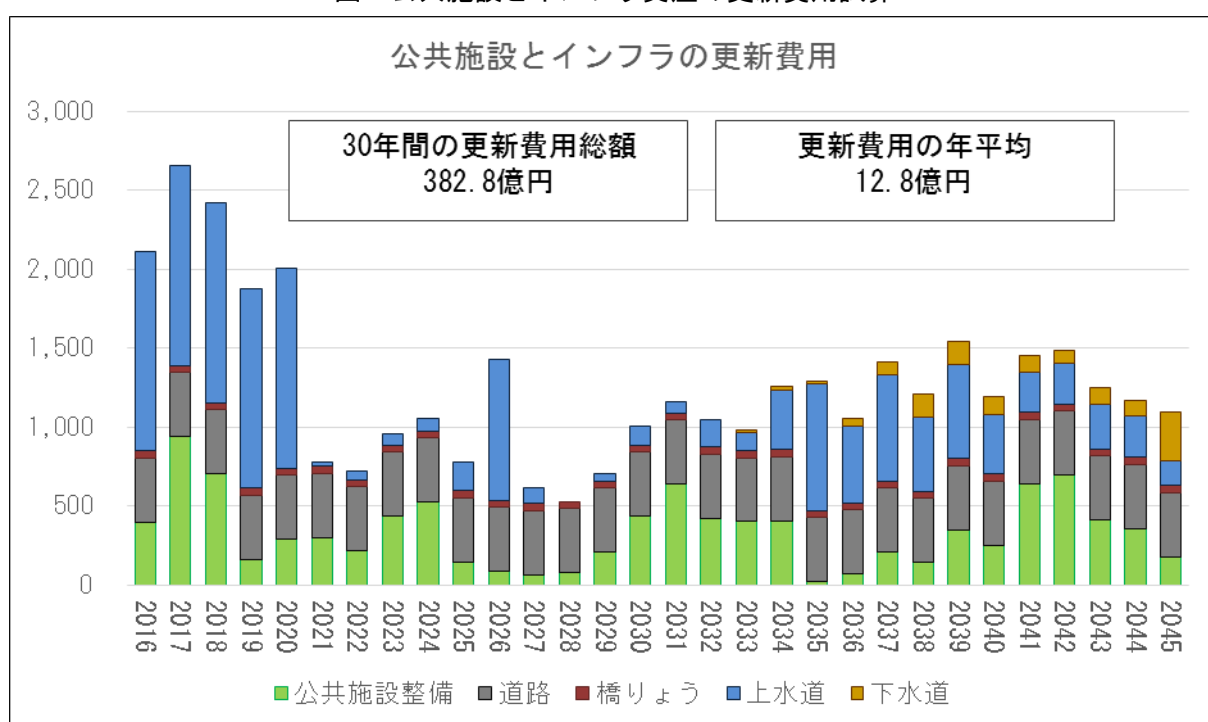
(3) 公共施設等の将来の更新費用

現在本町が保有する公共施設とインフラ試算の更新費用を加えた公共施設等の今後30年間の更新費用の総額は382.8億円で、試算期間における平均費用は年間12.8億円となります。

これは、公共施設のみを更新を考えた場合の102.3億円と比べて約3.7倍となります。

なお、各施設の整備年度により、年度ごとの更新費にばらつきが生じるため、前倒しで更新を実施したり、長寿命化により更新までの期間を長くするなど、平準化を図る工夫も必要となってきます。

図 公共施設とインフラ資産の更新費用試算



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間とすることとする必要があるため、以下のとおりの期間に設定しました。

＜計画期間＞

平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）までの30年間とします。

2. 現状や課題に関する基本認識

（1）人口減少および少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は、昭和60年をピークに減少が続き、平成22年時点では8,345人まで減少しています。今後もこの傾向は継続することが考えられ、平成52年には5,031人まで減少すると推計されています。これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少および老年人口の増加により、少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。町外へ人口流出のみならず、町内でも特定の地区に人口集中することも予想され、地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

（2）公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、1980年代後半から行政系施設や学校教育系施設が順次整備されてきたことで、今後、次々と老朽化や耐震化への対応が発生してきます。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年度以前に整備されたものは15.5%であり、これらの老朽化施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

（3）公共施設の更新時期の集中およびその他施設やインフラ資産の更新

現在本町が保有する施設を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後30年間の更新費用の総額は102.3億円で、資産期間における平均費用は年間3.4億円となります。また、大規模施設の更新にあたる年度は莫大な費用が必要となります。

これらに加えて、インフラ資産についても更新が必要となるため、それらを加味した上で、将来を担う世代に過大な負担を強いることのないように検討していくことが必要です。

(4) 公共施設の重複および分散配置

公共施設の中には、機能が重複している施設や地理的な偏りがあるものもあります。人口や財政に応じた規模の縮小だけでなく、このような重複や偏りの解消も視野に入れた再配置を検討する必要があります。なお、再配置を検討する場合、町民の生活利便性を考慮し、各種サービスや機能が不足しないように配慮する必要もあります。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

- ・公共施設に関する情報の管理については、公会計固定資産台帳などと共有を見据えた管理を行う体制を構築します。
- ・公共施設の利用状況などは、各施設所管課によりの確に把握し、いつでも最新のデータを把握できる状態とします。
- ・職員一人ひとりが、経営的視点をもって、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。

(2) 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・各所管課による点検・診断等の確実に実施しデータを蓄積することで、各施設の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・修繕等の優先度を検討する際は、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・地域に対する公共施設の譲渡や民間への指定管理委託を進めるなど、町民主体の維持管理を進めていきます。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、適切な受益者負担のあり方を検討します。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途の変更も適宜検討します。

(4) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保に当たっては、地区の拠点となる施設や、災害時に活用する施設などの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、安全確保の観点から、使用停止、除却といった措置を適切にとっていきます。

(5) 耐震化の実施方針

- ・災害時に活用する施設かどうか、多数の町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・建築から一定年数以上経過した建物で、耐震化が完了していないものについては、耐震化の検討を進めていきます。
- ・道路、橋りょう、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(6) 長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、短期間に施設の更新が集中しないように、長寿命化による対応を検討します。
- ・町民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用していけるようにしていきます。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の人口の推移、財政状況を勘案し、公共施設の適切な規模を検討します。
- ・公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量を見直し、機能の重複を解消していきます。その際は、公共施設の多機能集約化など、地域コミュニティの維持や、住民の生活利便性を確保することも意識して検討を行います。
- ・近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、人口や財政状況に応じた保有量に抑えます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

庁舎は1987年に建築されました。新耐震以降の建築であるものの、2017年度で30年が経過することから、適切な改修等を行うことが求められます。

消防施設として、消防署平泉分署や屯所があります。これらの中には1981年以前に建てられたものも数箇所あることから、適切に耐震化等を行う必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

庁舎は日常的な行政サービスのほか、防災時の拠点ともなるため、適切な修繕や改修を行います。なお、将来的に庁舎の更新が行われる際には、公民館、図書館など他の機能も含めた複合化についても検討を行います。

消防施設のうち、屯所については、消防団の再編等に合わせた統廃合や、地区の集会施設との一体的整備など、地区の事情に合わせた更新も検討します。

2. 保健・福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

町内には、保健施設が2箇所、高齢福祉施設が1箇所整備されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後しばらくは高齢化に伴い、高齢福祉施設に対する需要の増加が見込まれますが、さらに将来は、高齢者人口も減少に転じると推計されていることも踏まえながら、適切な施設規模を検討していきます。

3. 学校教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

町内には、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校が立地しており、延床面積では公共施設の約33%を占めています。

今後の少子化は、生徒数や学級数の減少によって学校の運営に影響すると想定されますが、学校は地区の中心としての役割を持つことから、その適切な維持、管理を行うことが求められます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であり、災害時にも重要な役割を持つため、適切な維持、管理を行います。

また、地区の中心的な施設であることから、行政サービス機能の確保やコミュニティの活性化につながるよう、余剰教室等を活用した機能の複合化についても検討します。

4. 子育て支援施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

町内には、幼稚園、保育所、児童館等が計5施設が整備されています。

今後は、少子化にともない利用する児童数が減少していくことが想定されるため、ニーズ等を踏まえながら、施設運営のあり方を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

新耐震以前に建築された志羅山児童館以外は、比較的新しく建てられた施設であるため、適切な維持、管理を行います。

施設の運営コスト面や利用者のニーズなどを踏まえながら、公立幼稚園や保育所等の施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行っていきます。なお、必要とする施設の規模に応じて、小中学校施設との複合化についても検討します。

5. スポーツ・レクリエーション施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は、長島体育館、長島球場、大文字キャンプ場等が整備され、ほとんどが長島地区に立地しています。

新耐震以前に建築されたものはありませんが、1987～1992年に建築された施設が、一度に更新のタイミングが来ることも想定されます。

専門的な施設については、近隣自治体を含めた広域的視点で検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

体育館など地域の住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。特に、著しく利用者数の少ない施設や利用者に偏りがある施設については、学校施設の活用なども含めて今後のあり方を検討します。

広域利用が可能な施設については、本町だけでなく周辺自治体との共同利用など、広域的な観点での配置を検討していきます。

また、PPP/PFIの導入可能性や民間移譲なども検討し、民間や地域を巻き込んだ町の活性化を実現する観点から施設のあり方を見直していきます。

6. 産業系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

農産物加工直売施設が、2009年に建築されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

農産物加工直売施設は、農業の振興と観光魅力の向上に資する施設として、今後も重要な役割を果たすことから、適切な維持、管理、設備の更新を行うことが求められます。

運営にあたっては、指定管理制度の管理を継続します。

7. 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

高田前団地や上野台団地など、平泉地区内に整備されており、公共施設面積の約 28%を占めています。その中でも、古い住宅は 1960 年代に建築されたものがあり、老朽化が進んでいます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

今後の人口減少を踏まえ、公営住宅の適切な供給量を検討する必要があります。そのため、老朽化が進んでいる住宅の更新については慎重に検討する必要があります。

8. 社会教育系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

平泉文化遺産センターと図書館が整備されています。図書館については新耐震以前に建築されたため、耐震化の実施が求められます。

文化遺産センターは、歴史の町平泉の情報発信のための重要な施設であるため、今後も積極的な活用が求められます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

図書館については、建物の耐震化や適切な維持、管理を行うとともに、町民ニーズも踏まえた運営を検討します。

文化遺産センターは、多くの観光客が訪れるように展示内容や運営方法の工夫を行うとともに、町民も積極的に利用できるような施設のあり方を検討します。

9. 町民文化系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

平泉町公民館と、長島分館の 2 箇所が整備されています。平泉公民館は、建築から約 50 年が経過しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

地区の住民のコミュニティ活性化に資する施設として、積極的に活用できるよう、適切な維持、管理が求められます。

建物の更新の際には、利用者数や活用内容を踏まえ、教育施設などの他の施設との複合化なども含めて、公民館のあり方を検討する必要があります。

10. 上下水道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

クリーンセンターや浄水場、ポンプ室が整備されています。建築からすでに 30 年以上経過しているものもあるため、更新が必要になってきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

上下水道は町民生活に直結する重要な施設であるため、定期的な施設の点検・修繕を実

施し、安定したサービスの提供に努めます。

1 1. 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

町内には、一般道路が約 252,000m、自転車歩行者道が約 1,500m整備されており、維持管理等にかかる費用が、インフラの中でも最も大きくなると想定されます。そのため、地域の状況や交通量を踏まえた今後の整備のあり方について検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

町の財政状況を踏まえ、重要性や緊急性等を勘案した、適切な整備や維持・管理を行います。

また、パトロールによる点検や修繕を適宜実施し、利用者の安全を確保します。

1 2. 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

町内には、橋りょうが 90 橋あり、今後は、老朽化による更新が継続して発生し、その費用負担が大きくなることが想定されます。そのため、平成 25 年度に策定した「橋梁点検及び長寿命化計画」に基づき、計画的かつ適切な維持管理に努める必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

「橋梁点検及び長寿命化計画」に示されたパトロールや修繕を実施するなど、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、橋りょうの長寿命化を図るとともに、利用者の安全を確保します。

1 3. その他の施設、インフラ

(1) 現状や課題に関する基本認識

建築物として、町営駐車場の料金所やトイレ、旧学校施設や旧幼稚園施設などの貸付物件や公園のトイレ等が、インフラとして、上下水道の管路が整備されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

建築物については、適切な維持・管理を行うほか、民間への移譲を積極的に行うなど、できるだけ町の負担を軽減するような、施設のあり方を検討する必要があります。

インフラ施設は、町民生活の直結する重要な施設であり、健全な状態を保つための適切な点検や修繕等の取組みを行うとともに、利用状況等を踏まえた今後のあり方についても検討する必要があります。